

飲食店への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

15市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 要請内容

営業時間の短縮要請【特措法第24条第9項に基づく】

営業時間：5時から20時まで(酒類提供は11時から19時まで)

3 要請期間

令和3年8月17日(火)～8月31日(火)【15日間】

※8月19日(木)までに応じれば協力金を支給

4 対象業種

飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。)

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。)

5 協力金

全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。

※18日(水)及び19日(木)からの開始についても認める。

その場合の支給額は14日分ないし13日分とする。

・1日1店舗あたり

中小企業：2.5万円～7.5万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4

(上限20万円又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額。)

中小企業も選択可)

・負担割合 国(8)：県(1.5)：市町村(0.5)